各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計画策定の趣旨、性格等
島根県地域福祉支援計画 〇計画期間: 未定(改訂予定) 〇策定根拠: 社会福祉法§108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○市町村地域福祉計画の中に、災害時の要援護者の支援方法などを盛り込むよう厚生労働省からガイドラインも示されており、今後、市町村地域福祉計画の策定状況や内容等を踏まえながら、県支援計画の見直しを行っていく。
島根県保健医療計画 〇計画期間: H20~H24 〇策定根拠: 医療法§30の4①	○平成17年の医療制度改革と、これに伴う平成18年の第5次医療法改正を受け、県民が良質かつ適切な医療を受けられる体制を目指し、予防を重視した健康づくりの推進、限られた医療資源を最大限活用するための医療機関相互の機能分担と連携の強化、患者の立場に立った医療情報の提供などを推進するため、平成20年4月に平成24年度までの5年間を計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療支援計画 〇計画期間: H20~H24 〇策定根拠: 厚生労働省通知	○国の第10次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療再生計画 〇計画期間: H21〜H25 〇策定根拠: 地域医療再生臨時特例交 付金交付要綱	○医療機能の強化、医師等の確保など地域における医療課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。都道府県は、当該計画に基づき基金を造成し、事業実施に必要な経費を支出する。本計画では、医師不足が深刻な地域における医師をはじめとした医療従事者の確保に重点をおき、併せて、医療用のヘリコプターや、遠隔画像診断などマンパワー不足を補うための体制整備を図る。 ○事業期間 H21年度~H25年度 ○事業費 50億円
島根県がん対策推進計画 〇計画期間: H20~H24 〇策定根拠: がん対策基本法§11①	○全ての国民及びがん患者や家族の立場にたって、総合的ながん対策の一層の推進を図るために、平成18年6月「がん対策基本法」が制定され、さらに平成18年9月には「島根県がん対策推進条例」が全国で初めて制定された。 ○法及び基本計画、条例を基本として、平成19年11月に島根県がん対策推進協議会が設置され、ここでの検討を踏まえ、「島根県がん対策推進計画」を策定した。 ○重点施策として、「がん予防の推進」、「緩和ケアの推進」、「患者支援」の3つを掲げるとともに、重点目標を3項目設定しているほか、分野別施策として7項目を提示し、各項目に具体的数値目標を設定している。 ○計画期間は平成20年度から平成24年度までの5年間とし、中間年である平成22年度に中間評価を行う。
島根県食育推進計画 〇計画期間: H19~H23 〇策定根拠: 食育基本法	○県民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進を図ることを目的とする。 ○特に島根の風土、自然環境、地域で活躍する高齢者や組織等の島根を支える力(地域力)を生かした、島根らしい食育を進め県民一人ひとりの実践を促す。

計 画 名	計画策定の趣旨、性格等
島根県老人福祉計画・介護 保険事業支援計画 〇計画期間: H21~H23 〇策定根拠: 老人福祉法§20の9 介護保険法§118①	○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者が尊厳を保ちながら地域で自立した生活が出来るようなサービス提供体制に努めていく必要がある。 ○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「サービス基盤の計画的な整備」、「介護サービスの質の確保」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「地域ケア体制の確立」、「介護相様には、での高い人材で、大力では、「高齢者の積極的な社会参加の推進」を掲げ、実施に当たっては、信民・ボランティア・行政・事業者が一丸となってあるものである。 ○特に、介護サービス量については、今後とも需要の伸びが見込まれるとともに、利用者の選択の機会を確保していく必要がある。こうした状況を踏まえて、各保険者が決定した介護サービス量が、計画期間中に円滑に提供されるように、県として支援していくものである。 ○計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。
しまね高齢社会振興ビジョ ン21 〇目標年次平成22年 〇策定根拠: 高齢社会対策大綱	○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにしたもの。
島根県地域ケア整備構想 〇計画期間: H19〜H24 〇策定根拠: (療養病床転換推進計画)	○療養病床再編の過程を通して、人口構造等の将来的な展望を踏まえながら、高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制整備を、地域のニーズに沿った形 で行おうとするための構想。 ○「医療費適正化計画」、「保健医療計画」及び「介護保険事業支援計画」との整合性を図りながら、地域ケア体制のあり方・将来像、介護サービス等の必要量の見込みとその確保方策、療養病床の転換の推進(療養病床転換推進計画、転換支援措置)を明らかにしたもの。
島根県医療費適正化計画 〇計画期間: H20~H24 〇策定根拠: 高齢者の医療の確保に関する法律§9	○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、2つの施策(生活習慣病の予防対策・平均在院日数の短縮)により将来的な医療費の伸びを抑制することを目指すものである。 ○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。 ○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間を計画期間として策定。平成22年度に中間評価を行った。平成25年度には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う予定。
しまねっ子すくすくプラン (島根県次世代育成支援行 動計画 [後期計画]) 〇計画期間: H22〜H26 〇策定根拠:次世代育成支 援対策推進法§9	○進行する少子化に対応するため、平成17年度~平成26年度の10年間で集中的、計画的、総合的に次世代育成支援対策(少子化対策)を進めることを目的として、前期計画に引き続き5年の後期計画(H22~H26)を策定した。 ○「子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり」、「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」、「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の三つの基本理念の下、幅広い分野の施策を掲げ、実施時期を明示するとともに可能な限り数値目標を設定し、市町村、企業、民間活動団体や地域住民との協働により取り組みを進め、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現を図ることとしている。 ○児童福祉法第56条の9の規定に基づく都道府県保育計画や保育所における質の向上のためのアクションプログラム(平成20年3月28日厚生労働省通知)と一体のものとして策定した。

計 画 名	計	画策	定の	趣旨	、 1	 生 格	等
しまね青少年プラン 〇計画期間: H22〜H26 〇策定根拠: 子ども・若者育成支援推 進法§9	○青少年施第 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、	団体などの 若者育成支 踏まえ、対 全育成の推 が必要であ)関係機関 で援推進法」 まに基づくた き進にとから ることから	・団体が連 に基づき 県の計画と っては、青 っ、県民一	携・協働し 国が策定し し 少年を し 人 ひ と り し し り し し り し り り し り り り り り り り り	していく指 した「子と づけた。 こかに育ま こ対し、優	計会して ざも・若者 い地域づく 建全育成、
島根県ひとり親家庭等自立 支援計画 〇計画期間: H20~H29 〇策定根拠: 母子及び寡婦福祉法§12	○やめひるラ○た対じり成々親との家細合画置がしました。をのの期見である。のの期見である。のの期見では、これのでは、これ	るための必能等を支援等を福祉進する に関する に に に に に	ム要な諸条係 かって かって の の の の の の の の る で る な な な る の の の る の の の る の る の る の る の	井の整備と 内に推進し 基本目標を 開」と「自 母子家庭及 (平成20:	、 家族の 候 で 表 に で に で 表 に で 表 に で が 、 で 表 が 、 を ま の に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に	建康の保持 この保持 こので こので に に に に に に に に に た た た た た た た た た た	等増進も含 にでいたがませばいた。 に関いたが、 に関いたが、 に関いたが、 に関いたが、 に対したが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 に
島根県DV対策基本計画 〇計画期間: H23~H27 〇策定根拠: DV防止法§2の3	○DVの防止 の施策を明ら ○計画期間は 27年度に見	かにし、I 、平成23	V対策を約 B 年度から [□]	総合的に実	施すること	を目的と	する。
島根はつらつプラン (島根県障害者計画) 〇計画期間: H15〜H24 〇策定根拠: 障害者基本法§9	○す的○ので創○変者 世障進いのしと画応せ と る本化福 できる本化福 できる本化福 できる 本化福 できる と 着 差 男 て と	者福祉サース 1月	- ビ - ビ - ビ - ビ - ビ - ビ - ビ - ビ	票等を明ら 。ション」 ・ションの中 からしい 2 4 ・ うこととす	かに し、 「、を し、 一民る で活 年。 できまし、 できまる できまた、	章がい者が マライがイゼ住み ことがが、社で、 と は達し、 はずへ	画策の総合 -ション」 *たい地域 *る社会を *情勢等の
島根県障害福祉計画 〇計画期間: H18〜H20年 [第2期] H21〜H23年 〇策定根拠: 障害者自立支援法§89	「社つ本○制○立の福労 はビプをい備い日を一ら はビプをい備い日を一ら では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ついでしました。 でした かんでんかん でんかん でんかん でんかい ない かい はん はん といれ はん といれ はん といれ はん	E施計 で	章害者自立 ビ 事業画、そとが ののが必必 でいる者で要	支ス 域 すきとす 域 すきとする は まる は まる は まる な な な な な な な な な な	を を 要 事業な を を を を を を を を と で せ に な と る で し に る と る と し に る と に る と と る と る と る と る と る と る と る	。 、 島根は、 が で た た が に に に に に は に に に に に は に に に に に に に に に に に に に
島根県自殺対策総合計画 〇計画期間: H20~H24 〇策定根拠: 自殺対策基本法§4	○今後の本はの本をはの本をはからででは、 ○市のものでは、 をのするでは、 をのができます。 をのができます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	じめ関係機 実施される して、平成 数)を20% して、島根 化し、総合	機関や団体、 5ことを期待 対14~18年の 減少 報県自殺総合 計的な自殺対	県民を含 持するもの 5年間の平 合対策連絡 対策の推進	む地域社会 立均自殺死 協議会(関) と、圏域	会全体が退 亡率(人口 関係機関・ 或自殺対策	連携し、積 110万人当 団体の相 5連絡会

計 画 名	計	画	策	定	の	趣	山口	`	性	格	
島根県障害者就労支援事業 所工賃倍増計画 〇計画期間: H19~H23 〇策定根拠: 厚生労働省通知	○れ実○こには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	準策がで土中の の定地あ会 はなる 会	上るに、加年にもお就の度	可いた いた に 真動や施 に	取にの自状の自状に	且みを 立する。 実現を	推進す ために 所得水 図る上	るたるは、原体でも、	め、エ 新得水 上切で	賃向」 準の向 点のみ ある。	に関する 可上を図る xならず、
感染症予防計画 ○計画期間: H20~ ○策定根拠: 感染症法§10、§11	○計画は、原 り、新しい ○感染症の 切な医療の することと	時代の 患者等 是供を	感染症 の人権 確保し	E対策 Eを尊	の方「 重し [、]	向性を つつ、	示すも これら	ので の人	ある。 々に対	する良	と質かつ適
新型インフルエンザ対策行動計画 〇計画期間: H21〜 〇策定根拠: 厚生労働省通知	○しす○を「し○ミんが、る計、医て計フで型健た画「療い画ルい」るに」るに」る。はが、。はが、	害を最高に ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま まままま まままま	小限である 以下でしまり 水ので 様、集 時に	こと こと る 予 サ 提 治療	め、さべ」を	社会・対としての では会がしての	経済機 に、 機 抗イン	とという。 生状が においる。 をおいる。 とない。 とないる。 とないる。 とないる。 とないる。 とないる。 とないる。 とないる。 とないる。 とない。 とないる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	破綻に 況に 成 成 を る の な 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	至らないでは大阪では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	にいように 目標と活動 5止」、立 ンン薬「タ
島根県水道水質管理計画 〇計画期間: H19~H28 〇策定根拠:厚生省通知	○将来にわれ 道水質管理は ・組織的なな	こ一層	努める	らとと							
東部地域広域的水道整備計画 〇計画期間: H4~H25 〇策定根拠: 水道法§5の2	○東部圏域(用水の安全 [*]										Zし、水道
島根県動物愛護管理推進計画 〇計画期間:H20~H29 〇策定根拠:動物愛護管理 法§6の1	○動物の愛調明確化し、動物のである。										
食育・食の安全安心確保に 係るアクションプラン 〇計画期間: H20~H23 〇策定根拠:食の安全安心 確保に係る基本方針	○食の安全会 的な取り組 る。										